第1期中長期経営計画(2022~2026)



「2040に向けた持続可能な組織構造づくり」

~「誰もが安心して暮らせる地域づくり」から「共に生きる豊かな地域社会づくり」へ~







































社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

「計画」は法人の使命と理念を果たすために存在し道標となる。 よって、法人の役職員が参加し議論し合意し計画され、実行されるものでなければならない。

計画は、実行され、評価され、見直され、計画され、また実行されることを繰り返す。 よって、第1歩となる「実行」がされなければ意味を持たない。 全ての役職員は計画実行に責任を持たなければならない。

計画は私たち法人役職員一人ひとりが果たすべき活動と責任が記されている。

第1期中長期経営計画策定にあたって



社会福祉法人宮古市社会福祉協議会 会 長 伊 藤 健 二

本会は、平成 17 年 11 月に3市町村合併により設立され、15 年が経過しました。この間、平成 22 年 4 月に旧川井村との合併により更なる活動地域の拡大、平成 23 年 3 月東日本大震災、平成 28 年 8 月台風 10 号災害、令和元年 10 月台風 19 号災害と市民の皆様と共に被災された方々の生活再建、または地域コミュニティの再構築に邁進してきました。平成 27 年度からは生活困窮者自立支援事業受託、平成 30 年度から地域包括支援センター及び生活支援体制整備事業を市内 8 圏域受託について順次受託を開始し、令和 4 年 4 月全ての受託が開始される他、宮古圏域成年後見センターを宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村から受託することとなります。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、地域経済はもとより市民生活に大きな影響を与え生活課題を抱えた世帯が増加した他、本会が推進主体となり実践してきました地域福祉活動のあり方について、根本から見つめ直すことを求められました。

また、これらの地域福祉活動と合わせて介護保険事業や障がい福祉サービス 事業等でもその提供主体として市内福祉サービス提供事業所の皆様と共に歩ん でまいりましたが、社会情勢の変化、それに伴う制度改正もあり平成28年度よ り事業活動収支差額マイナスが続く等、厳しい経営状況の中にあります。

この様な状況の中、本会が市民や関係機関・団体の皆様から信頼され、必要とされる組織であり続けられるよう、本会役割や体制について改めて見直し、地域福祉ニーズの変化に柔軟かつ機敏に対応でき、社会福祉法人としての公益性を生かせる自立した健全な組織となれるよう、役職員による策定員会の他、職員による作業チーム、4名のアドバイザー委員からご助言をいただき、理事会で本計画を策定いたしました。

計画策定に伴い本会法人使命を「ともに生きる豊かな地域社会づくりをすすめる」に改め、本会が地域住民や関係機関・団体の皆様とともに本会が推進主体となり地域福祉活動推進に取組んで参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月31日

宮古市社会福祉協議会使命

「ともに生きる豊かな地域社会づくりをすすめる」



宮古市社会福祉協議会基本理念

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉 サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

宮古市社会福祉協議会基本方針

- ①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」としての役割を十分に発揮し、 地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的 な自律した経営を行う。
- ④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

宮古市社会福祉協議会職員行動指針

- ①個人の尊厳や個別性を大切にします。
- ②業務遂行に当たっては、法人の使命を尊重するとともに、相互に役割を尊重 し、円滑なチームワークと積極的なコミュニケーションに努めます。
- ③報告・連絡・相談により情報の共有を徹底します。
- ④受益者に、より価値のある事業を提供するための積極的な業務改善に取り 組んでいきます。

第1期中長期経営計画実施の視点と取組み重点項目

計画実施の視点

- ①生活のしづらさを抱えている人たちを支えるための総合相談体制、アウトリーチ体制の構築。
- ②地域生活で不安を感じている人たちを支える、参加するための活動基盤整備、 多様な参画を意図的にしかける体制の構築。
- ③地域で自立した生活を営むことが困難な方々を支えるため、地域福祉として の介護サービス、障害福祉サービス事業の展開。
- ④地域ニーズの変化に即応できる組織全体のマネジメント体制の構築。
- ⑤法人の適正な運営と、職員が働きやすく、いきいきと活躍できる職場づくり。

取組み重点項目

- 1. 制度の狭間を生まない総合相談体制の構築
- 2. 住民参加と協働に向けた地域福祉活動の再構築と強化
- 3. 情報発信・管理の整理と強化
- 4. 適切な組織・運営体制の整理と強化
- 5. 職員(人材)活用・育成の整理と強化

目 次

	第1期中長期経宮計画の策定にあたって	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	目次	•	•	•	•				•				•	•	•	•	5
	宮古市社会福祉協議会のこれまで	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第 ⁻	1章 計画策定にあたって																14
1	計画策定の背景とねらい																
2	計画の期間																
3	計画の位置づけ																
4	SDGs (持続可能な開発目標) との関係性																
5	計画の体系と策定方法																
6	計画の進行管理と評価																
7	中長期経営計画と単年度計画の関係性																
第 2	2章 本会と本会を取り巻く地域の状況																
1	宮古市の現状と課題	•		•									•				20
(1)	高齢者福祉の現状																
(2)	障がい児・者福祉の現状																
(3)	人口の推移																
2	本会の現状と課題																28
(1)	拠点の現状																
(2)	財務の現状																
(3)	職員の現状																
3	第2期宮古市地域福祉活動計画(本会の取締	組み	ት ረ	ŁE	目標	票)	•		•				•				37
第3	3章 基本理念及び計画体系																41
1	宮古市社会福祉協議会使命																
2	宮古市社会福祉協議会基本理念																
3	宮古市社会福祉協議会基本方針																
4	宮古市社会福祉協議会職員行動指針																
5	第1期中長期経営計画実施の視点と取組み	重	点	項	目												

第 4	・章 取組み重点項目に対する	行動計画															
1	制度の狭間を生まない総合相	談体制の構築・					•						•	•		•	43
2	住民参加と協働に向けた地域	福祉活動の再構	築	ع	強	化	•				•		•	•		•	45
3	情報発信・管理の整理と強化		•				•				•		•	•		•	47
4	適切な組織・運営体制の整理	と強化・	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	49
5	職員管理、育成の整理と強化	•	•	•	•	•	•	•					•	•	•		55
参考	6資料					•			•	•	•	•	•	•			59
С)中長期経営計画策定要綱																
C)中長期経営計画策定アドバイ	ザー設置要綱															
C)会議等実施状況																

宮古市社会福祉協議会のこれまで

平成 17 年 11 月

旧宮古市社会福祉協議会、旧田老町社会福祉協議会、旧新里村社会福祉協議会の合併によりあらたに宮古市社会福祉協議会を設立。

・宮古地区の拠点を宮古市総合福祉センターに置く

- ・田老地区の拠点を田老総合福祉センターに置く
- ・新里地区の拠点を新里センター(新里保健センター内)に置く

法人組織

- ・役員を置く 18名(理事15名、監事3名)
- ・評議員を置く 31名

事務局組織

- ・宮古市総合福祉センター 職員 247名(うち47名常勤、1名市派遣)
- ・田老総合福祉センター 職員 4名(うち 3名常勤)
- ・新里センター 職員 11名(うち 4名常勤)

地域福祉推進事業を次のとおり実施する。

- ・ボランティア・市民活動センターの設置
- ・ボランティア活動拠点の設置(キャトル宮古)
- ・宮古市福祉ボランティア連絡協議会の支援(宮古事務所)
- ・低所得世帯支援事業の実施(たすけあい銀行、生活福祉資金貸付)
- ・在宅福祉・支援事業の実施(ふれあいいきいきサロン等)
- 福祉体験教室等の開催
- ・地域福祉ネットワーク事業の実施

在宅福祉サービス事業所を次のとおり設置する。

・ホームヘルプサービスセンター(宮古事務所)

1 か所

・訪問入浴サービスセンター(宮古事務所)

1か所

- ・デイサービスセンター(宮古事務所、身障センター、清寿荘)3か所
- ショートステイ(清寿荘)

1か所

相談支援事業所を次のとおり設置する。

・総合相談支援センター(宮古事務所、清寿荘)

2か所

・地域福祉権利擁護センター(宮古事務所)

1か所

・障害者相談支援事業所(キャトル宮古)

1か所

・居宅介護支援事業所(宮古事務所、田老事務所、新里事務所) 3か所

平成 17 年 11 月	子育て支援事業を次のとおり実施する。
平成 18 年 4 月	移送サービスを道路運送法許可による輸送を開始する。(平成 19 年 3 月 廃止)
	施設の指定管理経営を次のとおり行う。 ・宮古市総合福祉センター〔期間:平成 18 年 4 月~23 年 3 月〕 ・宮古市老人福祉センター(磯鶏、金浜) ・宮古市身体障害者福祉センター〔期間:平成 18 年 4 月~23 年 3 月〕 ・田代児童館 〔期間:平成 18 年 4 月~23 年 3 月〕 ・宮古市養護老人ホーム清寿荘、宮古市清寿荘デイサービスセンター 〔期間:平成 16 年 4 月~21 年 3 月〕
平成 19 年 4 月	給与体系を新体系へ移行する。 組織再編・総務課施設係を地域施設課として設置。 ※8体制
	施設の指定管理経営を次のとおり行う。 ・宮古市藤原学童の家 〔期間:平成19年4月~平成22年3月〕
	宮古市障害者相談支援事業を平成 18 年度で終了。 社会福祉法人若竹会より宮古圏域相談支援事業(障害者生活支援事業/ 身体障害者相談)として再委託される。
平成 19 年 7 月	宮古市総合福祉センターで行う地域生活支援事業(日中活動)に加え「生活介護事業」を開始する。
平成 20 年 4 月	宮古圏域障害者福祉推進ネットの NPO 法人化と同団体への宮古圏域障害者地域生活支援事業の委託にあわせ職員1名を出向させ、体制基盤を補完しながら、地域支援体制の連携を維持する。

平成 21 年 4 月	施設の指定管理経営を次のとおり行う。 ・宮古市田老児童館 〔期間:平成21年4月~平成26年3月〕
	平成 21 年 3 月指定期間満了「宮古市養護老人ホーム清寿荘」、「宮古市 清寿荘デイサービスセンター」の指定管理者の指定をあらたに受ける。 〔期間:平成 21 年 4 月~平成 26 年 3 月〕
	事務機構を「事務局」及び「清寿荘」に改める。
平成 22 年 4 月	川井村社会福祉協議会を廃し、宮古市社会福祉協議会と合併する。 ・本所/宮古市総合福祉センター ・支所/宮古市高齢者福祉センター(旧川井村社協事務局) ・職員数 274 名(事務局 185 人、川井支所 30 人、清寿荘 43 人)
	平成 22 年 3 月指定期間満了「宮古市藤原学童の家」の指定管理者の指定をあらたに受ける。 〔期間:平成 22 年 4 月~平成 26 年 3 月〕
平成 23 年 3 月	東日本大震災による被災者支援のため宮古市災害ボランティアセンター 設置。平成23年9月に生活復興支援センターへ移行。 津波による建物被害のため磯鶏老人福祉センター閉鎖。金浜老人福祉センターへ事務所移転。
平成 23 年 4 月	平成 23 年 3 月指定期間満了「宮古市老人福祉センター(金浜)」、「宮古市身体障害者福祉センター」の指定管理者の指定をあらたに受ける。 〔期間:平成 23 年 4 月~平成 26 年 3 月〕
	平成 23 年 3 月指定期間満了「宮古市総合福祉センター」、「宮古市田代 児童館」、「宮古市小国デイサービスセンター」、「宮古市門馬デイサ ービスセンター」、「宮古市高齢者生活福祉センター」の指定管理者の 指定をあらたに受ける。 〔期間:平成 23 年 4 月~平成 28 年 3 月〕

平成 24 年 4 月	田老事務所、訪問入浴サービスセンターを廃止。
	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、児童デイサービス から児童発達支援事業へ移行。
平成 25 年 2 月	障害者自立支援法の改正に伴う障害者総合支援法の制定により、相談支援事業所(特定相談事業、障害児相談支援事業)を開設。
平成 25 年 12 月	理事・評議員の定数見直し。 (理事 15 名→11 名/評議員 31 名→25 名)
平成 26 年 4 月	平成 26 年 3 月指定期間満了「宮古市養護老人ホーム清寿荘」、「宮古市清寿荘デイサービスセンター」、「宮古市老人福祉センター(金浜)」、「宮古市身体障害者福祉センター」、「宮古市田老児童館」、「宮古市藤原学童の家」の指定管理者の指定をあらたに受ける。 [期間:平成 26 年 4 月~平成 31 年 3 月]
平成 27 年 3 月	第1期宮古市地域福祉活動計画策定。
平成 27 年 4 月	宮古市及び沿岸広域振興局宮古保健環境センターより生活困窮者自立支援事業の受託開始。くらしネットみやこ相談室を開設。 組織改編 ・地域福祉課に新たに生活支援係を設置 ・「川井支所」を「川井センター」に変更
平成 27 年 7 月	身体障害者訪問入浴事業の事業内容変更(事業形態:委託→給付)。 変更後の事業:地域生活支援事業(訪問入浴事業) ・宮古市社会福祉協議会訪問入浴サービスセンター ・宮古市社会福祉協議会かわい訪問入浴事業所 宮古市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター事業体制の変更。 (清寿荘及び新里センターに置く。訪問介護事業所サテライトセンター
	(角芽程及び制生センダーに置く。訪問が設事来がサブライトセンダー とする) ・清寿荘訪問介護サテライトセンター ・新里センター訪問介護サテライトセンター

<u> </u>	
平成 28 年 3 月	宮古市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター事業体制の変更。 (清寿荘訪問介護サテライトセンターを廃止)
平成 28 年 4 月	平成27年3月指定期間満了「宮古市総合福祉センター」、「宮古市田代児童館」、「宮古市小国デイサービスセンター」、「宮古市門馬デイサービスセンター」、「宮古市高齢者生活福祉センター」の指定管理者の指定をあらたに受ける。 〔期間:平成28年4月~平成33年3月〕
	宮古市社会福祉協議会門馬デイサービス事業所及び宮古市社会福祉協議会小国デイサービス事業所を廃止。宮古市社会福祉協議会むつわ荘デイサービス事業所のサテライトセンターへ移行。 ・門馬サテライトセンター ・小国サテライトセンター
平成 28 年 8 月	台風 10 号災害による被災者支援のため、8月31日宮古市災害ボランティアセンター設置。同年10月10日閉鎖。ボランティア・市民活動センターへ活動を引き継ぐ。
平成 29 年 3 月	平成 29 年 3 月閉館による指定管理の終了。 ・宮古市田老児童館 〔期間:平成 26 年 4 月~平成 29 年 3 月〕
平成 29 年 4 月	社会福祉法人制度改革に伴う宮古市社会福祉協議会役員・評議員定数変更。 [定数] 理 事 11 名→7名以上 11 名以内 監 事 3名→3名以内 評議員 25 名→13 名以上 25 名以内
平成30年2月	宮古市より宮古市地域包括支援センター業務(川井地域)を受託 ・かわい地域包括支援センター(担当地域:川井中学校区)
平成 30 年 7 月	・たろう地域包括支援センター(担当地域:田老第一中学校区)を受託。 ・にいさと地域包括支援センター(担当地域:新里中学校区)を受託。

平成 30 年 10 月	・みやこ河南地域包括支援センター(担当地域:河南中学校区)を受託。・生活支援体制整備事業を受託。第1、第2層生活支援コーディネーターを配置(5名)。
平成 31 年 4 月	平成31年3月指定期間満了「宮古市養護老人ホーム清寿荘」、「宮古市清寿荘デイサービスセンター」、「宮古市老人福祉センター(金浜)」、「宮古市身体障害者福祉センター」、「宮古市藤原学童の家」の指定管理者の指定をあらたに受ける。 〔期間:平成31年4月~令和6年3月〕 こども食堂および親への自立支援事業の受託を開始。
令和元年8月	田老居宅介護支援事業所を廃止。
令和元年9月	みやこ西部地域包括支援センター(担当地域:宮古西中学校区・花輪中 学校区)の受託を開始。
令和元年 10 月	台風 19 号災害による被災者支援のため、10 月 15 日宮古市災害ボランティアセンター設置。同年 11 月 24 日閉鎖。ボランティア・市民活動センターへ活動を引き継ぐ。
令和元年 11 月	みやこ南部地域包括支援センター(担当地域:津軽石中学校区、重茂中学校区)の受託を開始。
令和2年3月	令和2年3月宮古市藤原小学校の閉校による指定管理の終了。 ・宮古市藤原学童の家
令和2年 9月 10 月	宮古市社会福祉協議会田老デイサービスセンター事業体制の変更。 ・デイサービスセンター(通常規模型)事業の廃止(9月) ・デイサービスセンター(地域密着型通所介護)事業の開始(10月)
令和2年11月	くらしネットみやこ相談室2号館にて社会的孤立支援事業 "カフェ凪"オープン。

令和3年4月

令和3年3月指定期間満了「宮古市総合福祉センター」、「宮古市小国 デイサービスセンター」、「宮古市門馬デイサービスセンター」、「宮 古市高齢者生活福祉センター」の指定管理者の指定をあらたに受ける。

〔指定管理期間:令和3年4月~令和8年3月〕

令和3年3月指定期間満了「宮古市田代児童館」の指定管理者の指定を あらたに受ける。

〔期間:令和3年4月~令和6年3月〕

第2期宮古市地域福祉活動計画策定。

みやこ北部地域包括支援センターの受託を開始。

第1章 計画策定にあたって

「2040 に向けた持続可能な組織構造づくり」

~「誰もが安心して暮らせる地域づくり」から「共に生きる豊かな地域社会づくり」へ~

1 計画策定の背景とねらい

宮古市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、宮古市の地域福祉活動を進める中核的な組織として、また介護保険サービス等の福祉サービス提供の推進主体として、平成17年11月に設立(旧宮古市・旧田老町・旧新里村社会福祉協議会の合併)され15年が経過しました。

この間、平成22年には川井村との合併による更なる活動地域の拡大、平成23年には東日本大震災、平成28年台風10号災害、令和元年台風19号災害と3度の災害を受け地域住民の皆様と復旧活動や被災された方々の生活再建、または地域コミュニティの再構築に邁進してきました。

また近年、少子高齢化による人口減少や世帯構造の変化、8050 問題、中高年のひきこもりにより子どもを高齢の親が支える家庭の増加、親と子の介護を同時にするダブルケア、18歳未満の子が家族介護をするヤングケアなど地域生活課題が複雑多様化、また新型コロナウイルス感染症による生活様式や地域経済や市民生活にも大きな影響を与えるなど、新たな福祉課題に直面している他、介護保険制度改正や社会福祉法等の一部を改正する法律により法人制度の見直しなど、本会を取り巻く環境は大きく変容しています。

このような中、本会はより一層の経営努力と効果的かつ効率的な組織運営が求められることから、基本理念や基本目標を新たに見直す機会としながら、組織、事業、財務等における現状と課題を明らかにし、さらに地域福祉を推進とするために「宮古市社会福祉協議会第1期中長期経営計画」を策定することとしました。

2 計画の期間

本計画は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 計画の位置づけ

本計画と、宮古市地域福祉活動計画、宮古市地域福祉計画をはじめとする行政計画との関係は次のとおりです。

宮古市総合計画





宮古市地域福祉計画

- ·宮古市の保健·医療·福祉分野に関する基本施策を推進する基本計画。
- ・地域福祉を総合的かつ計画的に推進する計画。

宮古市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 宮古市障がい者・障がい児福祉計画 宮古市子ども・子育て支援事業計画 宮古市健康増進計画

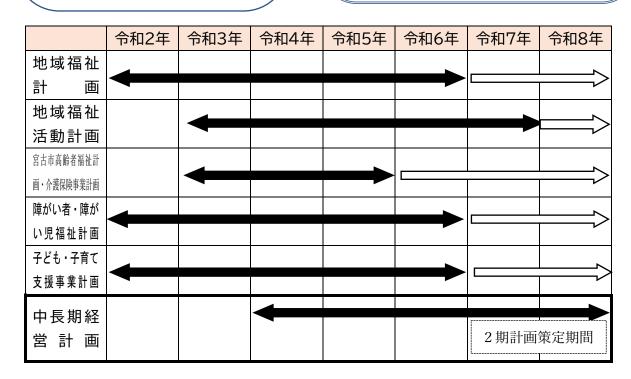
宮古市地域福祉活動計画

宮古市地域福祉計画の方向性に 基づいた地域福祉の実践・支援計 画で、住民活動を推進、協働するための計画。



宮古市社会福祉協議会 中長期経営計画

基本理念を基に市民ニーズに対応し、地域福祉を推進する組織として将来に渡り安定的に事業を継続するための中期的計画であり、あるべき姿と現状とのギャップを埋めるための行動計画。



4 SDGs(持続可能な開発目標)との関係性 (※各計画及び事業との関係は P.57 掲載) SDGsは、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、2015 年 9 月の国連サミットで採択された国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲット」から構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」という基本方針は、宮古市の総合計画において、まちづくりの基本的な考え方として、全ての市民を社会の構成員として包み支え合う「共創」のまちづくりを掲げています。

本計画は、宮古市地域福祉計画との関係性から、「Goal 1 貧困をなくそう」「Goal 2 飢餓をゼロに」「Goal 3 すべての人に健康と福祉を」「Goal 4 質の高い教育をみんなに」「Goal 5 ジェンダー平等を実現しよう」「Goal 8 働きがいも経済成長も」「Goal 11 住み続けられるまちづくりを」「Goal 13 気候変動に具体的対策を」「Goal 16 平和と公正をすべての人に」「Goal 17 パートナーシップで目標を達成しよう」の目標達成に貢献します。



5 計画の体系と策定方法

本計画では、2040年にあるべき姿を見据え、そこに向けて5年間で到達すべき目標、 目標を達成するための具体的計画を、年次により計画しています。

策定に際しては、役員や管理職員による策定委員会と各部門管理職員・担当職員による作業チームを開催し、効果的かつ適正な計画となるよう監事や外部有識者によるアドバイザー委員会を設け、宮古市及び本会の現状把握、課題抽出、課題背景と改善方法の検討、計画の立案の順に作業を行い計画策定しました。

6 計画の進行管理と評価

本計画は、令和4年度から令和8年度の5年間の計画となっています。計画の進捗 管理および評価については、PDCAのマネジメントを組織内に確立し行います。



計画に基づく実績等を評価し、計画の進行管理を行い、その結果を次年度以降の事業活動に反映させます。

①進行管理

職員の責任者及び担当者を定め、目標単位で進行管理を行い四半期ごとに進捗状況を把握します。

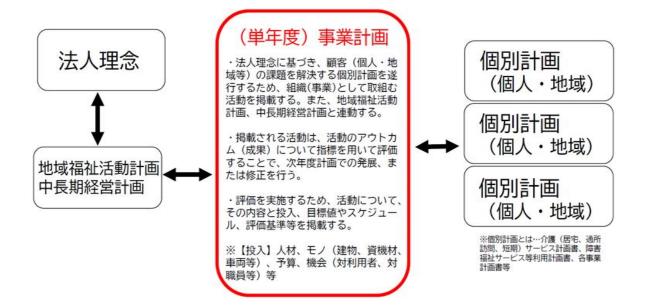
②評 価

年度ごとのスケジュールに沿い進行状況を評価します。進行状況に乖離がある場合には、経営会議等で対応を検討し、三役会議、理事会開催時に報告および評価します。また、四半期ごとに業務監査に報告します。

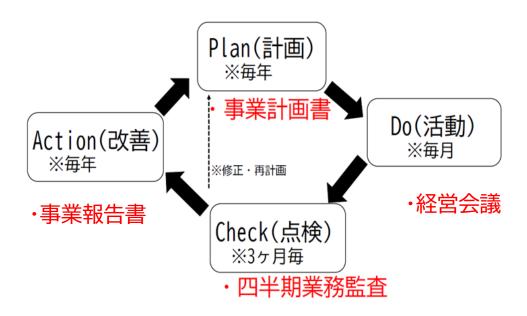
③公 表

設定したスケジュールに対する進行状況について、毎年度理事会および評議員会に報告、評価します。また、ホームページで公表するとともに、必要に応じて地域 福祉懇談会にて周知・公表します。

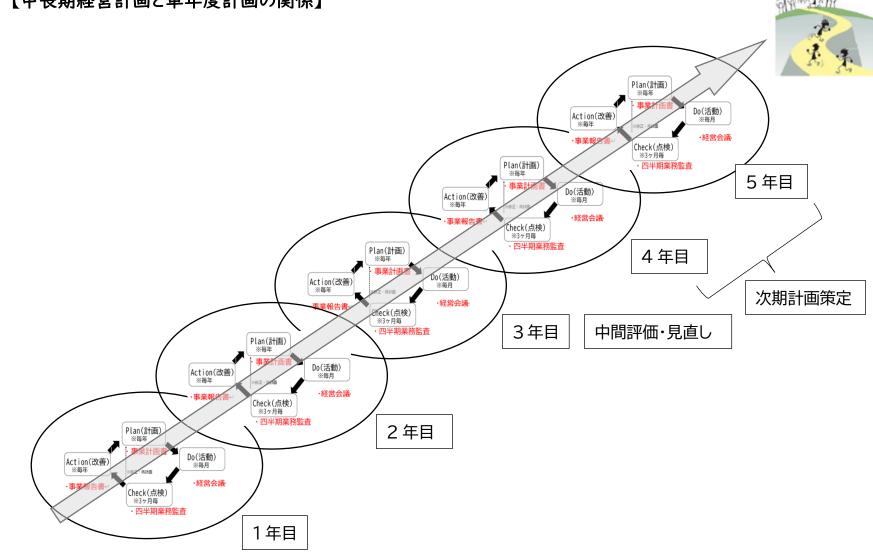
7 中長期経営計画と単年度計画の関係性



【単年度事業計画と事業報告】



【中長期経営計画と単年度計画の関係】



GOAL

19

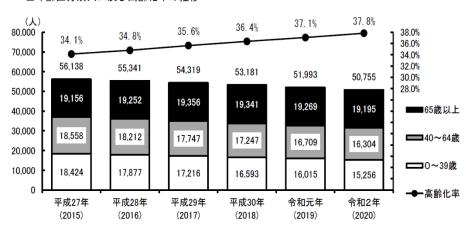
第2章 本会と本会を取り巻く地域の状況

- 1 宮古市の現状と課題
- (1)高齢者福祉の現状

宮古市高齢者福祉計画・介護保険事業計画によると、

・宮古市の総人口は減少している一方で、高齢者人口は増加してきましたが、平成29年度以降減少に転じています。高齢化率は増加し続け、令和2年10月現在の高齢者人口は19,195人、高齢化率37.8%となっています。

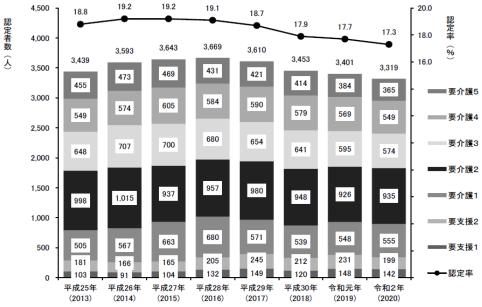
■年齢区分別人口及び高齢化率の推移



出典:住民基本台帳人口(各年10月1日)

・要介護(要支援)認定者数は、平成28年度以降減少しており、令和2年3月末時点で、3.319人となっています。

■要介護認定者数の推移

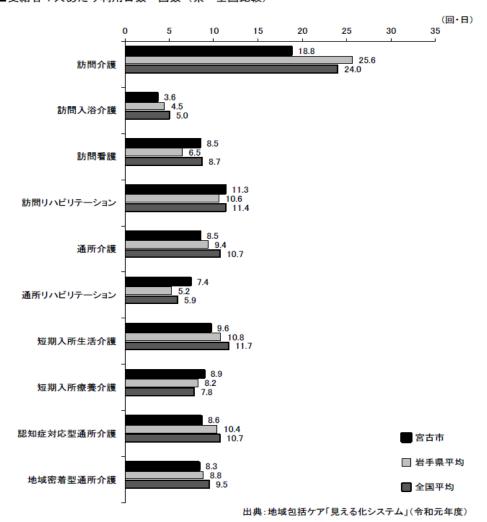


※認定率: 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者(第2号被保険者を除く)の割合。

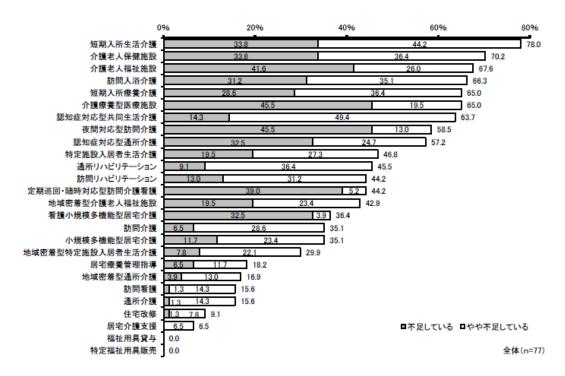
出典:地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末)

・受給者一人あたりの介護サービス利用日数・回数は、県平均、国平均と比較する と、「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」「短期療 養介護」は同程度またはやや上回っていますが、他のサービスは下回っており、 特にも「訪問介護」は大きく下回っています。

■受給者1人あたり利用日数・回数(県・全国比較)



・介護サービス事業所等調査における「ケアマネジャー意向調査」によると、「不足しているサービス」は、「介護療養型医療施設」「夜間対応型訪問介護」がともに 45.5%と最も高く、次いで「介護老人福祉施設」が41.6%、「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護」が39.0%となっています。



※出典:宮古市高齢者福祉計画·介護保険事業計画

- ・「宮古の福祉」から介護保険サービス基盤の整備状況、介護サービスの利用状況について各年度数値を以下の表にまとめると、「訪問介護」平成24年度と令和2年度を比較し、提供実績が80%、「居宅介護支援」84%と減少、特にも「訪問入浴」54%、「通所介護」64%と大きく減少しています。
- ・事業者数は、各事業微増であるが、「地域密着通所介護」が始まり平成30年度は14 事業所が移行または開設しています。平成30年度と令和2年度を比較しても利用が 増加しています。

居宅サービス	H24年度	H26年度	H30年度	R02年度	R2/H24
訪問介護	176,013	173,527	156,322	141,115	0.80
訪問入浴	3,061	2,965	2,026	1,639	0.54
通所介護	104,688	147,407	79,771	66,655	0.64
地域密着通所介護			26,874	28,228	1
短期入所	31,422	30,605	32,709	29,240	0.93
居宅介護支援	23,723	25,437	22,134	19,991	0.84
事業者数	H24年度	H26年度	H30年度	R02年度	
訪問介護	15	15	16	18	
訪問入浴	3	3	3	4	
通所介護	24	26	12	11	
地域密着通所介護	0	0	14	13	
短期入所	7	7	7	7	
居宅介護支援	22	23	27	25	

※参考: 宮古の福祉(平成25年度、平成27年度、令和元年度、令和3年度)

(2)障がい児・者福祉の現状

「第3期宮古市障がい者計画」「第6期宮古市障がい者福祉計画」「第2期宮古市障がい児福祉計画」によると、

・身体障害者手帳所持者は、令和2年は平成28年度と比較すると所持者は減少していますが、人口比率は増加しています。

◇身体障害者手帳交付者数推移(等級別)

(4月1日現在、単位:人、%)

	H28	H29	H30	R元	R2		
1 級	896	909	887	906	908		
2 級	375	354	328	327	319		
3 級	329	326	313	318	318		
4 級	484	474	465	473	475		
5 級	134	131	132	128	129		
6 級	159	150	146	151	154		
計	2,377	2,344	2,271	2,303	2,303		
人口数	55,521	54,573	53,545	52,379	51,150		
人口比率	4.28	4.29	4.24	4.39	4.50		

◇身体障がい者障がい別手帳所持者数

(4月1日現在、単位:人)

		H28	H29	H30	R元	R2
	18 歳未満	1	1	1	1	1
視覚障害	18歳以上	157	151	150	155	158
	計	158	156	151	156	159
	18 歳未満	195	188	190	184	175
聴覚・ 平衡機能障害	18歳以上	1	1	1	1	1
T KNIMBUFFE	計	183	174	171	177	180
**===	18 歳未満	0	0	0	0	0
音声言語・そしゃく機能	18歳以上	30	32	29	27	24
C O I VIMEBU	計	30	32	29	27	24
	18 歳未満	20	22	22	26	27
肢体不自由	18歳以上	1,224	1,182	1,126	1,111	1,095
	計	1,244	1,024	1,148	1,137	1,122
	18 歳未満	10	10	8	6	7
内部障害	18歳以上	751	771	763	799	810
	뻽	761	781	771	805	817
	18 歳未満	32	34	32	34	36
計	18歳以上	2,345	2,310	2,239	2,269	2,267
	計	2,377	2,344	2,271	2,303	2,303

・療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、所持者、人口比率とも年々 増加しています。

◇療育手帳所持者数推移

(4月1日現在、単位:人、%)

		H28	H29	H30	R元	R2
	18 歳未満	17	16	19	17	18
A判定	18 歳以上	183	186	186	191	194
	計	200	202	205	208	212
	18 歳未満	48	49	41	45	54
B判定	18歳以上	288	292	309	320	323
	計	336	341	350	365	377
	18 歳未満	65	65	67	63	72
計	18歳以上	471	478	488	510	517
	計	536	543	555	573	589
人口数		55,521	54,573	53,545	52,379	51,150
人口	比率	0.96	0.99	1.03	1.09	1.15

◇精神障害者保健福祉手帳所持者推移

(4月1日現在、単位:人、%)

	H28	H29	H30	R元	R2
1 級	183	187	198	186	183
2 級	220	234	248	289	320
3 級	86	88	105	91	109
計	489	509	551	566	612
人口数	55,521	54,573	53,545	52,379	51,150
人口比率	0.88	0.93	1.08	1.08	1.19

◇身体障害者手帳及び療育手帳を所持している障がい児推移

(4月1日現在、単位:人、%)

	H28	H29	H30	R元	R2
身体障がい	32	34	32	34	26
知的障がい	65	65	67	63	72
計 97		99	99	97	98
人口数 7,591		7,297	7,036	6,736	6,421
人口比率	.口比率 1.27 1.36		1.40	1.44	1.52

※人口数は、住民基本台帳人口のうち、0歳~17歳までの人数。

※出典:「第3期宮古市障がい者計画」「第6期宮古市障がい者福祉計画」「第2期宮古市障がい児福祉計画」

・「宮古の福祉」から障がい福祉について各年度数値を以下の表にまとめると、平成 24年度と比較して「児童発達支援」は53%、「訪問入浴」は71%に減少していま す。「同行援護」は235%、「計画相談」は317%増となり、上記以外サービスも増加 となっています。

居宅サービス	H24年度	H30年度	R02年度	R2/H24
生活介護	39,459	35,889	39,376	1.00
居宅介護	12,399	12,554	13,340	1.08
同行援護	65.0	125.5	153.0	2.35
計画相談	580	1,126	1,840	3.17
児童発達支援	30	20	16	0.53
相談支援	82	80	97	1.18
地域活動支援センター	2,330	3,306	3,208	1.38
訪問入浴	241	93	171	0.71

※「生活介護/地域活動センター/訪問入浴」…提供延日数

「居宅介護/同行援護」…提供延時間

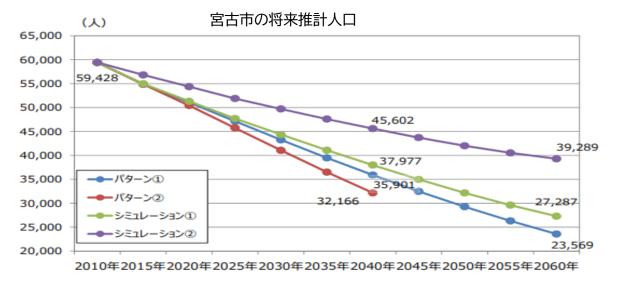
「計画相談/相談支援」…提供延件数

「児童発達支援」…提供実人数

※参考: 宮古の福祉(平成25年度、令和元年度、令和3年度)

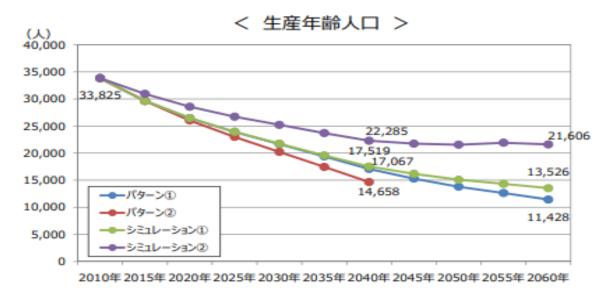
(3)人口の推移

・第1期宮古市まち・ひと・しごと創生戦略策定資料によると、以下のシュミレーションのとおり人口、生産年齢人口が減少します。本会の人材が減少していくこと、新たな人材を獲得していくにも、これらに対応する戦略を整える必要があります。



25

ケース	推計の前提
パターン①	・ 国立社会保障・人口問題研究所推計準拠・ 2045 年以降の仮定値は、平成 25 年推計の 2040 年仮定値を延長
パターン②	日本創成会議推計準拠
シミュレーション①	・ パターン①+出生率上昇・ 出生率は、2030 年(H42)に人口置換水準の 2.1 に上昇し、2035 年以降の出生率は 2.1 に設定
シミュレーション②	・ シミュレーション①+人口移動が均衡(0)・ 2015 年以降の人口移動は 0



※出典:第1期宮古市まち・ひと・しごと創生戦略

・総務省統計局の資料によると、労働力人口(15歳以上人口のうち、就業者と完全 失業者を合わせた人口)は、2020年平均で6868万人と、前年に比べて18万人減 少しています。

(万人) (万人) 7000 6886 6868 6830 6900 140 6673 6720 6800 120 6596 6565 6593 6609 6625 6700 100 80 6600 6500 60 ·左目盛)実数 28 6400 40 6300 20 0 6200 6100 -20 6000 -40 (右目盛→) -36 5900 -60 5800 -80 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020

図 I - 1 労働力人口の推移

・就業者数も前年に比べ、48万人減少している。これらの状況は、当市においても減少に転じていくことを示唆しています。

図 I - 2 就業者数の推移 男女計 -(万人) (万人) (←左目盛) 実数 6298 6293 6280 -16 -13 -40 (右目盛→) -48 -80 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 (年)

※出典:総務省統計局

2 本会の現状と課題

本会は、平成 17 年度の市町村合併以降その活動エリアと組織が拡大していること、 平成 23 年東日本大震災により被災者支援活動による受託事業、平成 27 年度生活困窮者 自立支援事業、平成 30 年度から 8 圏域の地域包括支援センター及び生活支援体制整備 事業受託など、その役割が大きく変化し拡大しています。

一方で、平成 12 年以降、介護保険制度や障害福祉分野への事業に参入し、事業を拡大するに伴い、行政補助が廃止され、受託事業の他、サービス事業を広く展開し地域福祉活動財源を維持してきました。

しかし、年々サービス事業収益が減少を続け平成 28 年度より事業活動収支差額がマイナスとなることが続き、令和 2 年度は▲56,000 千円となり地域福祉活動財源を賄うために福祉基金を取り崩す状況となっています。

これらの状況を踏まえ、今一度本会が求められる役割を見直し、「ともに生きる豊かな地域社会づくりをすすめる」ことができるよう事務機構を見直し、限られた資源を効果的に投入するための仕組みが必要です。

(1)拠点の現状

市町村合併や新規受託事業により拠点増加。 ※16 拠点/職員 216 人 (R03. 10. 31) 〔合併による拠点〕 4 拠点 (内 2 拠点指定管理施設)

- ①宮古市総合福祉センター、②田老総合福祉センター、③新里センター
- ④高齢者生活福祉センター (川井センター)

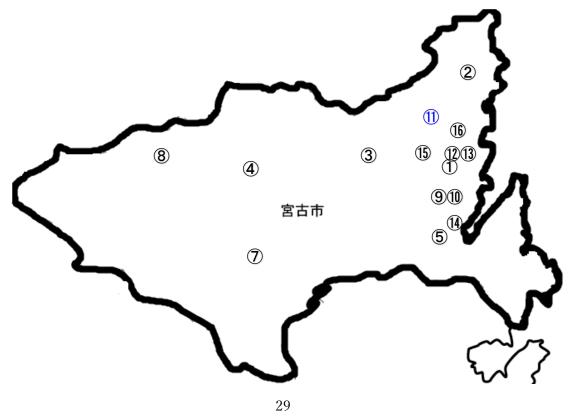
[指定管理による拠点] 7拠点

- ⑤宮古市養護老人ホーム清寿荘、⑥宮古市高齢者生活福祉センター「むつわ荘」、
- ⑦小国デイサービスセンター、⑧門馬デイサービスセンター、
- ⑨宮古市身体障害者福祉センター、⑩宮古市老人福祉センター、⑪田代児童館 〔受託事業による拠点〕 5 拠点(設置予定 1 拠点)
 - ⑫つどいの広場、⑬くらしネットみやこ相談室、⑭みやこ南部地域包括支援センター、⑮みやこ西部地域包括支援センター、⑯みやこ北部地域包括支援センター、 (⑪みやこ中央地域包括支援センター)

受託事業による拠点増加の現状があり、その拠点管理や事業管理事務が大幅に増えていますが、財源根拠の無い法人職員を配置せざるを得ない状況が続いています。また、拠点増加により職員が分散、育成や管理に課題を抱えている他、拠点管理経費が増加し効果的な運営、管理に改善が必要です。また、指定管理施設、田老総合福祉センターは老朽化が著しく改修を必要とする状態が続いていますが、財源確保が課題となり十分な改修が出来ていません。利用者へのサービス提供について安全とは言い難い状況が続いています。

地域	拠点施設名	拠点種別	設置年
中央部	①宮古市総合福祉センター	指定管理	平成7年
	⑬くらしネットみやこ相談室	受託 (賃貸)	_
	⑩つどいの広場	受託	_
	(⑪みやこ中央地域包括支援センター)	受託 (賃貸)	_
西部	⑤みやこ西部地域包括支援センター	受託 (賃貸)	_
南部	⑤宮古市養護老人ホーム清寿荘	指定管理	平成4年
	⑭みやこ南部地域包括支援センター	受託 (賃貸)	_
	⑩宮古市老人福祉センター	指定管理	昭和 56 年
	⑨宮古市身体障害者福祉センター	指定管理	昭和 57 年
北部	⑥みやこ北部地域包括支援センター	受託 (賃貸)	_
	⑪田代児童館(旧亀岳小学校内)	指定管理	平成 14 年
田老	②田老総合福祉センター	所有	平成5年
新里	③新里センター(新里保健センター内)	行政施設	_
川井	④宮古市高齢者生活福祉センター	指定管理	平成4年
	⑦小国デイサービスセンター		平成 12 年
	8門馬デイサービスセンター		平成 10 年

〔拠点分布図〕



(2)財務の現状

宮古市社会福祉協議会の収支状況について

勘定科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会費収入	18,642,350	18,658,350	18,384,950	18,203,450	17,274,733
寄付金収入	2,466,263	732,963	767,482	2,404,559	6,848,777
経常経費補助金収入	27,516,822	29,048,309	25,909,976	22,180,742	23,093,935
受託金収入	346,119,781	310,143,189	316,308,112	347,982,061	363,429,184
貸付事業収入	264,000	290,000	379,000	175,500	367,000
事業収入	7,407,580	7,025,050	7,270,460	6,627,933	6,577,848
介護保険収入	400,723,039	376,226,090	339,869,749	314,847,676	283,580,987
障害福祉サービス等 事業収入	58,301,628	70,312,031	72,511,330	65,325,023	56,862,640
受取利息配当金収入	15,177	10,056	6,107	6,056	6,067
その他の収入	6,611,963	1,360,993	1,632,433	2,011,324	2,659,464
事 業 活 動 収 入 計 (1)	868,068,603	813,807,031	783,039,599	779,764,324	760,700,635
人件費支出	668,298,512	596,007,572	576,168,978	572,020,871	563,684,131
事業費支出	116,872,577	117,262,257	110,575,928	112,723,032	106,029,431
事務費支出	104,034,922	99,643,213	87,459,291	96,630,596	104,495,412
利用者負担軽減額	856,766	604,468	449,317	469,988	436,368
貸付事業支出	117,000	161,000	241,000	105,000	628,000
助成金支出	11,986,650	12,526,730	12,587,080	11,488,400	10,140,750
負担金支出	1,255,900	1,267,020	878,350	841,953	0
流動資産評価損等に よる資金減少額	0	0	89,791	0	0
事業活動支出計(2)	903,422,327	827,472,260	788,449,735	794,279,840	785,414,092
事業活動資金収支差 額(3)=(1)-(2)	-35,353,724	-13,665,229	-5,410,136	-14,515,516	-24,713,457

上の表は過去5年間の資金収支計算書決算額の推移を示した表です。

会費収入は、人口動向等により年々微減傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により自治会等での会費取りまとめが困難であることや自治会自体の解散もあり前年比100万円程度減少しています。

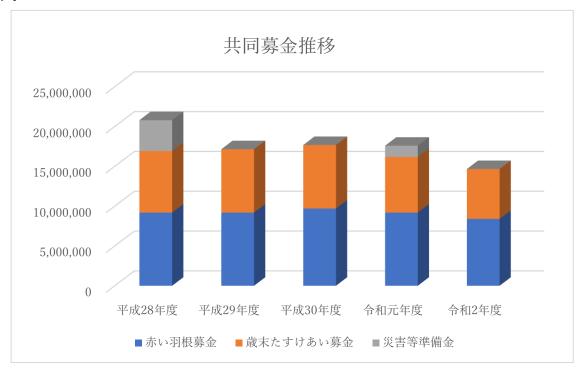
年度(初日)	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
人口数	55, 521 人	54, 573 人	53, 545 人	52, 379 人	51, 150 人
世帯数	24, 147 世帯	24,030 世帯	23, 904 世帯	23, 751 世帯	23, 487 世帯



寄付金収入は、大口寄付の影響で年度により増減しています。近年はこども食堂に対しての食材等の寄付を多数いただいています。



経常経費補助金収入は共同募金配分金が計上されていますが、年々減少傾向にあります。



受託金収入については、復興関連の受託事業の終了および縮小により一時減少していましたが、ここ2、3年のところでは地域包括支援センター、生活支援体制整備事業などの受託事業が増えたことで増加してきています。今後も現在、宮古市と協議を進めている新規の受託事業も見込まれています。

貸付事業収入は、本会独自の貸付事業償還金となります。

事業収入は、実施事業による収入(権利擁護、サロン、演芸大会、配食サービス、高齢者生活福祉センター等参加費、利用料)が含まれますが、事業縮小、中止などにより減少傾向にあります。

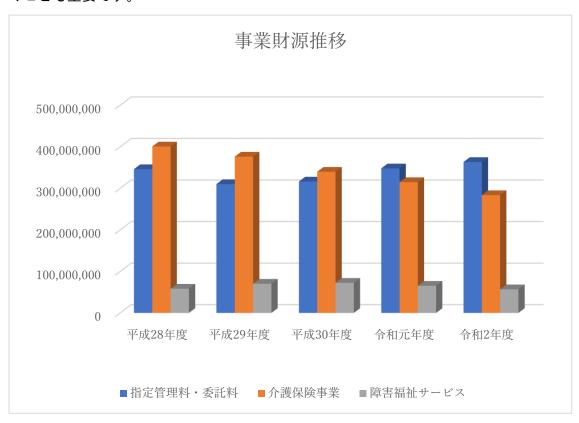
介護保険事業収入は、各地域でのデイサービス、訪問介護等の事業で、以前は本会で最も高い収入割合となっていましたが、ここ数年では大きく減少しています。市内には介護保険制度が開始されたころと比べると事業所数も多くなっており、今後は社協の役割として真に必要な事業展開が求められます。

障害福祉サービス等事業収入は、障がいヘルプ、生活介護、児童発達支援事業などで、 平成30年度をピークに減少しています。事業としては縮小してきていますが、新たな ニーズもでており、事業の充実が必要です。

支出について、人件費は全体の事業の縮小に合わせて、人員が減少したことで年々減少しています。各年度初日の職員数を比較すると平成28年度から令和2年度まで257名、244名、233名、228名、221名となっており、雇用区分比率は、令和2年度当初で

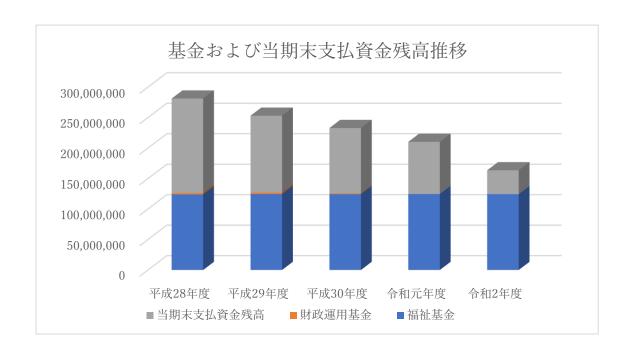
正規雇用 34.4%非正規雇用 65.6%となっています。今後、時代の変化に合わせた社協の役割を果たすべく、各専門職の配置について人材育成を含め計画的な新卒・中途採用、内部登用により雇用区分のバランスを取っていく必要があります。

事業費支出や事務費支出は各年度の事業動向による変動はありますが、施設や備品の経年劣化による修繕、更新を要する事業もあり、経費節約をしつつも住民のための地域づくりという使命達成のために必要な経費は、中長期的な計画・目標を定めて執行していくことも重要です。



宮古市社会福祉協議会活動財源の状況について

活動財源に充てることが可能な財産の状況について、福祉基金は毎年度の寄付額を積立て、翌年度に地域福祉活動財源として取崩し活用してきました。ここ数年経営状況の悪化が続いていることから、グラフに示すとおり支払資金残高も大きく減少しており、令和3年度当初に活動資金の不足が生じたことにより福祉基金を 4,000 万円取り崩しています。



事業財源のグラフを見ると、平成30年度までは介護保険事業がもっとも大きい収入となっていましたが、令和元年度より指定管理料・委託料が主な収入となっています。

東日本大震災より 10 年が経過し、近年では台風による水害も多発、感染症の発生で 事業による収入も安定しない状況となっていますが、不確実な事態に対応できるよう財 源を含めた活動資源の確保が課題となります。

まずは単年度での収支バランスの黒字化を達成できるよう、早急な取り組みを継続していく必要があります。

また、基本財産(建物)である田老総合福祉センターは建設後30年弱経過しており、 大規模な修繕を要する箇所も出てきています。今後の地域福祉活動や事業の展開と併せ た施設の利活用の検討を要します。

(3)職員の現状

〔宮古市社会福祉協議会職員数の推移シミュレーション〕

定年70歳・	定年70歳・新規採用がない場合						
年齢	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和13年度	
20~29	11	11	9	7	6	0	
30~39	24	23	20	20	16	11	
40~49	42	37	37	34	34	24	
50~59	60	59	53	56	54	42	
60~64	42	44	51	39	38	30	
65~70	29	31	33	41	42	41	
合計	208	205	203	197	190	148	
定年70歳・	定年70歳・新卒採用毎年2名ずつの場合						
年齢	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和13年度	
20~29	11	13	13	13	14	16	
30~39	24	23	20	28	16	15	
40~49	42	37	37	24	34	24	
50~59	60	59	53	56	54	42	
60~64	42	44	51	39	38	30	
65~70	29	31	33	41	42	41	
合計	208	207	207	201	198	168	

人口減少時代ということもあり、総職員数は高齢化、減少していく見込みとなります。

本会の職員数については、令和3年度当初時点で70歳以上の雇用もありますが、令和3年度現在の65歳定年より5歳雇用を延長した場合を仮定し、70歳までの職員数の推移を予測してみると、上記表のとおりとなります。

上記表上段は、新規採用がない場合ですが、徐々に職員数は減少となり 10 年後の令和 13 年には 148 名にまで減少する見込みです。

ただし、現実的には中途退職者は中途採用で補充しながら、新卒採用を令和2年度 ベースで考慮し1~2名で補充を見込んだ場合は上記表下段のように、年齢の偏りが ある程度緩和され令和13年度時点で168名の職員数を維持することができます。

[職員有資格状況] ※令和3年6月1日現在

	社会福祉士	精神保健福祉士	社会福祉主事	介護福祉士	初任者研修	保健師	看護師	准看護師
総数	15	1	38	76	12	3	13	6
20代	2	0	3	1	1	0	0	0
30代	3	0	7	7	3	1	1	0
40代	6	1	12	11	4	0	0	0
50代	3	0	16	27	1	1	5	1
60代以上	1	0	2	30	3	1	7	5

- ・地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業、成年後見センター(予定)等 受託事業に配置必須となる社会福祉士は15名です。職員計画採用や若手職員の資 格取得が進み年代のバランスがとれています。社会福祉主事資格所持者も38名あ ることから、今後社会福祉士資格取得に向けることで更なる安定が図られます。
- ・介護保険サービスや障害福祉サービス事業、事業加算要件となる介護福祉士は76名です。しかし、内57名が50代以上であること、雇用区分が嘱託、契約が多く若手人材の獲得と定着が課題です。介護職員の処遇改善は急務です。
- ・看護師、准看護師は様々な部署へ配置が必須であり看護師 13 名、准看護師 6 名です。内、18 名が 50 代以上であるため介護職員同様に獲得と定着が課題です。

	主任ケアマネ	ケアマネ	保育士	幼稚園教諭	管理栄養士	栄養士	調理師
総数	15	15	14	11	1	4	12
20代	0	0	1	1	0	0	0
30代	0	1	3	1	0	0	2
40代	0	5	1	1	1	1	3
50代	6	4	3	3	0	2	3
60代以上	9	5	6	5	0	1	3

- ・居宅介護支援事業所、地域包括支援センター配置となる主任介護支援専門員、介護支援専門員とも 15 名です。主任介護支援専門員は 15 名が 50 代以上であり、介護職員同様に育成と定着が課題です。
- ・保育士、幼稚園教諭は児童発達支援、児童館、つどいの広場に配置が必要です。 他事業への配置や今後の子育て支援事業の動向を踏まえて検討を要します。
- ・栄養士は清寿荘拠点に配置、調理師については総合福祉センター拠点、清寿荘拠点、むつわ荘拠点に配置しています。今後のサービス事業の動向を踏まえた配置検討を要します。

3 第2期宮古市地域福祉活動計画(本会の取組みと目標)

1 福祉の学びと担い手の育成

(1) 身近な福祉への気づきの醸成

〔計画での目標〕

- ①学校や地域、福祉関係者と連携し、福祉教育プログラムの評価・見直しを行い、福祉の学びや体験の機会を増やす。
- ②福祉教育の指導者を育成するため、研修を充実させる。
- ③増加する一人暮らし高齢者や認知症の方やその家族を地域でサポートするための人材 を養成する。
- ④地域行事やイベントを通じて、住民福祉活動に関わる機会を設け、高齢者や障がい者 との**交流を促進する**。

(2) 福祉への参加人口増加

〔計画での目標〕

- ①ボランティア活動に興味のある人や企業・団体が、誰でも気軽に参加でき、かつ日常的な活動ととらえることができるよう適切な**情報提供**をする。
- ②「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、住民が自らの知識や経験を活かして 活躍できるよう、地域で必要な人材の育成に努める。
- ③ボランティア団体・企業・社会福祉法人等、関係機関との連携を図り、住民の身近な活動に結びつけるコーディネート機能を充実させる。
- ④地域センター(宮古・田老・新里・川井)を拠点にボランティアの支援機能を充実させ、社会福祉法人や企業の社会貢献活動と連携しながら地域の福祉活動を推進する。

2 安心の地域づくり

(1)場の創出

〔計画での目標〕

- ①「生きがい活動の場」「見守りや支え合いの場」「多世代の交流や活躍の場」「自立や社会参加に向けた場」「困りごとが相談できる場」など、安心して過ごせる「場」づくりに向けた支援を行う。
- ②悩みや支援を必要とする人が、役割を持ち参加できる居場所づくりを支援する。
- ③生活支援コーディネーター (SC) が、地域ニーズと資源の把握をしながら、新たな資源開発と担い手の養成などをコーディネートし、住民主体の支え合いを推進する。

(2) つながり・支え合いの充実

〔計画での目標〕

①地域の課題を一人ひとりが「我が事」として捉え、住民が主体となって支え合う意識 の向上を図るため、**当事者同士の関わりや学びの場**を提供する。

- ②自治会(小地域)を基盤として、一人暮らしでも安心して生活できるよう顔の見える 関係づくりを促進するため、地域の代表で構成する**情報交換会**を実施する。
- ③災害時の支援体制を強化するため、地域で中心となって活動する住民組織を構築し、 平常時の活動支援や情報交換会を開催し、コーディネート機能の充実を図る。

3 活動基盤の充実/財源・情報・人材・組織圏域

〔計画での目標〕

- ①生活圏域に CSW の配置を進め、地域課題やニーズに対し、地域資源(サービス等の情報・人・場所)をつなぎ、具体的な解決に導くためのコーディネーター機能の充実を図る。
- ②生活圏域の支援拠点を中心に地域課題を「我が事」として捉え、その解決に向けて、 多様な社会資源と組織内外の支援者が連携するための体制の整備を図る。
- ③地域の中で誰一人取り残さない持続可能な地域づくりを展開するため、町内自治会、 民生委員・児童委員などと協力して福祉協力員を養成し、住民主体の支え合い活動の活 性化を図る。
- ④社協会費や共同募金など「じぶんの町を良くする」寄付の仕組みの理解や、多様な募金方法により幅広い年代へ周知を図る。また、企業の社会貢献活動の風土が、地域に根付くよう寄付文化の醸成を図る。また、企業や各種団体の助成金制度の情報を提供する。
- ⑤専門員個々の資質向上のため、職員研修の充実や自己啓発の支援に取組む。

4 地域相談支援機能の充実/相談機能の向上・福祉サービスの充実

〔計画での目標〕

■相談機能の充実

- ①コミュニティ・ソーシャルワーカー (CSW) や生活支援コーディネーター (SC) が、課題解決に向けて地域資源をつないでいくためのコーディネート機能の充実を図る。
- ②高齢者福祉、障がい者福祉、子ども家庭福祉、生活困窮者支援など、各分野の相談支援機関を地域支援機能と組み合わせながら、**総合的な相談支援体制の強化**を図る。

■福祉サービスの充実

- ③権利擁護の観点から、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らし、人間としての尊厳を守られるよう、成年後見制度の利用促進を図る。
- ④「他人事」を「我が事」として考える場や不足する地域資源の開発など、ニーズを中心とした包括的にサポートするための**多機関・多職種協働の支援ネットワークの構築**に努める。

5 新しい課題への対応と見直し/評価と見直しの実施・新たな課題への対応

〔計画での目標〕

- ■評価と見直しの実施
- ①あらゆるニーズ把握の手法をその地域の実情に合わせて行い、**地域のニーズを発見・** 共有しながら分析し、その対応に向けた取組みを進める。
- ②「地域福祉活動計画評価委員会」では、「PDCA サイクル」に基づき計画進行の管理を行い、成果と課題を明らかにした上で次期計画の見直しに反映する。
- ■新たな課題への対応
- ③住民ニーズの視点に立った施策の展開を進めるとともに、専門的、客観的見地から意見を伺い、新たな課題の解決に向けた取組みの検討を合わせて進める。
- ④地域福祉関係団体間のネットワークの構築と組織化、各協議体との情報共有と地域課題の把握と協議、連絡調整機能の強化を図る。



第3章 基本理念及び計画体系

1 宮古市社会福祉協議会使命

「ともに生きる豊かな地域社会づくりをすすめる」



2 宮古市社会福祉協議会基本理念

- ①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉 サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

3 宮古市社会福祉協議会基本方針

- ①地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ②事業の展開にあたって、「連携・協働の場」としての役割を十分に発揮し、 地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的 な自律した経営を行う。
- ④すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

4 宮古市社会福祉協議会職員行動指針

- ①個人の尊厳や個別性を大切にします。
- ②業務遂行に当たっては、法人の使命を尊重するとともに、相互に役割を尊重し、円滑なチームワークと積極的なコミュニケーションに努めます。
- ③報告・連絡・相談により情報の共有を徹底します。
- ④受益者に、より価値のある事業を提供するための積極的な業務改善に取り 組んでいきます。

5 第1期中長期経営計画実施の視点と取組み重点項目

- (1)計画実施の視点
- ①生活のしづらさを抱えている人たちを支えるための総合相談体制、アウトリーチ体制の構築。
- ②地域生活で不安を感じている人たちを支える、参加するための活動基盤整備、 多様な参画を意図的にしかける体制の構築。
- ③地域で自立した生活を営むことが困難な方々を支えるため、地域福祉として の介護サービス、障害福祉サービス事業の展開。
- ④地域ニーズの変化に即応できる組織全体のマネジメント体制の構築。
- ⑤法人の適正な運営と、職員が働きやすく、いきいきと活躍できる職場づくり。

(2)取組み重点項目

- 1. 制度の狭間を生まない総合相談体制の構築
- 2. 住民参加と協働に向けた地域福祉活動の再構築と強化
- 3. 情報発信・管理の整理と強化
- 4. 適切な組織・運営体制の整理と強化
- 5. 職員(人材)活用・育成の整理と強化

第4章 取組み重点項目に対する行動計画

1 制度の狭間を生まない総合相談体制の構築

私たちの課題意識

- 総合相談が必要なのは分かるけど、制度や予算、事業による縦割りを超えれない。
- ・受託事業ごとに専門職が配置され、担当が決まり、事業や拠点を超えられない…。
- そもそも相談窓口が縦割りで困ることは何だろう?困っているのは誰?
- ・自分の分野以外の困りごとのつなげ先が分からない。
- 事業報告が事業ごとに様式が異なり、総合相談の評価指標がない。
- 事業ごとに使用するシステムが異なる。
- ・相談支援に求められる専門職人材の確保や育成が困難。
- ・専門職職員の採用が進む一方で、組織として意識統一が課題。
- ・全ての事業において「その他」に分類される相談が確実に増えている。
- ・本会は、市内法人で唯一「地域包括支援センター」「生活困窮自立支援事業」 「日常生活自立支援事業」「成年後見センター(予定)」「被災者支援」「低所得者相談」 など他法人には無い、専門相談機能を総合的に有している。

本会の取組みの方向性

社会福祉法では、包括的体制支援体制を整備することが求められ、またこの体制をさらに具体的に整備していくために重層的支援体制整備事業が位置づけられている。本会もこの体制を構築するため、市と協議を進める他、本会内部での連携を進めるとともに必要な事項を洗い出し整備していく。

本会の取組みのポイント

- ・窓口が分断されない、つながれる体制づくり。
- ・住民が身近でどこでも等しく相談が受けられる体制づくり。
- アウトリーチ機能が発揮される体制づくり。
- ・地域拠点(身近な相談窓口)と本部拠点(専門機関集約)の機能と役割の整理。
- ・職員の配置は、制度ではなく地域住民にとって有効なものであるか。
- ・地域住民に対して、予防や発見も含めて権利擁護の視点が持たれているか。

本会の具体的取組み

- 宮古圏域成年後見センター(仮称)受託
- ・みやこ中央地域包括支援センター設置
- 相談系受託事業を戦略的に体系化
- ・地域拠点(8圏域)と本部拠点の役割整理
- 統括機能の設置
- ・総合相談体制の構築
- ・ 重層的支援体制整備事業について市と協議



スケジュール						
年度	実	施する事項	必要な手続き等			
R 4 年度	宮古圏域成年後見代	定款・処務規程変更				
(2022)	みやこ中央地域包括支援センター設置 処務規程変 更					
	地域福祉部門構築に向けた統合① 処務規程変更					
	• 宮古地域福祉権和	河擁護センター				
	• 宮古圏域成年後身	見センター(※予定)				
	・くらしネットみも	やこ相談室(生活困窮)				
	• 資金貸付事業					
	未来推進会議開催		体制/記録様式/会議等			
	・総合相談体制構築	楽プロジェクト	の整理など			
	重層的支援体制整值	帯事業について市と協議	方針の検討			
R 5 年度	地域福祉部門構築的	こ向けた統合②	定款・処務規程変更			
(2023)	・地域包括支援セン	ンター				
	• 生活支援体制整值	⋕事業				
	・宮古市生活復興支援センター					
	· 地域福祉課地域支援係					
	重層的支援体制整備事業について市と協議 事業化の検討					
R 6年度	3 部門制開始		定款・処務規程変更			
(2024)	• 地域福祉部門					
	「総合相談支援・ホ	権利擁護グループ」に移行				
R 7 年度	評価・見直し		第2期計画に向けて			
(2025)						
R 8 年度	第2期計画策定					
(2026)						
他の計画との	整合性					
第2期宮古市	地域福祉活動計画	Ⅳ 相談機能の向上・福祉	サービスの向上			
第3期宮古	市地域福祉計画	2 包括的な支援体制によ	る地域主体の活動の推進			
		3 信頼される福祉サービ	スの仕組みづくり			
4 暮らしやすい生活環境づくり						
宮古市高齢者福祉	進					
2 自立した暮らしを継続する支援						
第3期宮古市障が	い者・障がい児福祉計画	19 権利擁護体制の構築				
第2期宮古市子ど	も・子育て支援事業計画					

2 住民参加と協働に向けた地域福祉活動の再構築と強化 「自主財源の確保」と「活動の再整理」

私たちの課題意識

- 活動がマンネリ化している。次に必要な活動は把握できているのか?
- 人口や世帯、法人の減少により会費や共同募金など地域福祉財源減少が続く。
- 自治会解散もあり、民生委員など地域福祉活動人材の担い手が減っている。
- ・地域福祉業務の多くが本部に集中している。効果的に分散できないか。
- ・今困っている人への活動を今困っていない人に社協は説明できるのか。
- ・地域との十分な話し合いが出来ているのか。地域ケア会議や住民懇談会、協議体など 場面は様々だが参加する住民や専門職に違いはあるのか。
- ・生活支援コーディネーター(以下、「SC」)の役割を組織が活用できていない。
- ·SC が拠点に分散配置されることで、活動や課題の蓄積が出来ていない。
- ・本会の地域福祉活動財源は他市町村と異なり行政補助に拠らない。震災以降は復興財源に拠っていたが 10 年が経過し財源減少するなか生活支援体制整備事業に委ねることになるか。
- 様々な会議で地域課題の共有はされているが、具体的な地域活動まで至っていない。
- ・効果的な地域福祉活動のため、SC の配置を見直すことが必要。
- ・拠点が増え職員が分散することで、情報共有や育成に課題がある。

本会の取組みの方向性

人口が 5 万人を割ったことにより、活動従事者が減少することが止まらず、地域福祉活動財源獲得が大きな課題となる。会員組織である本会として、活動財源のあり方を見直し新たな資金獲得が必要である。そのためにも、今そしてこれから地域が求める活動を明らかにするとともに、活動の整理と展開、説明責任を果たしていくことで、地域福祉活動の再構築と強化につなげていく。

本会の取組みのポイント

- ・市民に求められる福祉ニーズを把握する仕組みができているか。
- 受託事業や資源を本会として機能的かつ効果的に活用できているか。
- ・人口や職員が減少していくことを見越して活動拠点の配置や業務を考えているか。
- 様々な会議で共有、提起された課題は解決に向けて具体的に動いているか。
- ・活動資源(ヒト/モノ/カネ)の獲得に向けて市民や協力者に必要な活動を説明できるか。
- ・協力者へのレスポンスは効果的か。
- ・多様な地域住民や関係団体、企業や、福祉サービス事業者の参加が意図されているか。



本会の具体的取組み

- ・説明責任(アカウンタビリティ)の強化。
 - ※取組み目標3 (広報推進プロジェクト) にて実施。
- ・新たな財源獲得(ファンドレイジング)の実施。
- ・必要な福祉サービスの調査。
- ・将来の宮古地域に必要な福祉サービスの検討。
- 地域福祉活動人材の養成。
- 地域福祉活動推進委員会の設置。
- ・圏域の話し合いの場に、サービス事業職員も参加する仕組みづくり。

スケジュール

<u> </u>		
年度	実施する事項	必要な手続き等
R 4 年度	未来推進会議開催	
(2022)	・地域福祉ニーズプロジェクト	
	・地域福祉活動推進委員会設置に向けた検討	
	・地域福祉活動人材のあり方の検討	
	※福祉協力員を含む	
R 5 年度	未来推進会議開催	
(2023)	・新たな地域福祉活動創出プロジェクト	
	· 地域福祉活動推進委員会設置	
	・福祉活動人材の養成	
	※福祉協力員を含む	
R 6年度	未来推進会議開催	
(2024)	・ファンドレイジングプロジェクト	
	(会員制度/寄付など)	
R 7年度	評価・見直し	第2期計画に向けて
(2025)		
R 8 年度	第2期計画策定	
(2026)		

他の計画との整合性

第2期宮古市地域福祉活動計画	Ш	活動基盤の充実
	V	新しい課題への対応と見直し
第 3 期宮古市地域福祉計画	3	信頼される福祉サービスの仕組みづくり
宮古市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	4	安心・安全な環境づくり
第3期宮古市障がい者・障がい児福祉計画		
第2期宮古市子ども・子育て支援事業計画		

3 情報発信・管理の整理と強化

私たちの課題意識

- ・広報は一体どれくらいの人が見てくれているのだろう?
- ・広報ツールは、紙面/ホームページ/ブログ/Facebook など様々なツールがあるが活かしきれているのか。
- ・デジタル化の促進や新しい生活様式が定着する中で紙面による広報は効果的か?
- ・そもそも、必要な情報が必要な人に届いているのか。
- ・本会の情報は住民から必要とされているのか、認知されているのか、法人としての説 明責任が果たせているか?
- ・地域福祉活動を中核的に推進する団体としての広報を果たせているのか?
- ・職員の情報発信に係る管理意識は十分か。
- ・広報は紙面やインターネット媒体だけではなく、職員一人一人の活動や公用車、施設 も重要な広報媒体ではないか。

本会の取組みの方向性

地域で生活課題を抱えた世帯や住民、課題解決に困っている他機関専門職員や活動参加する住民等への適切な情報発信のあり方を見直し地域課題解決に向ける。また、本会の役割について広く理解促進を図る。これらについて、本会の情報発信ツールについて整理するとともに、デジタル化の推進や効率的かつ効果的な作業のあり方を整理し構築する。

本会の取組みのポイント

- 広報のターゲットは誰か。
- ・ターゲットに応じた媒体は備わっているか。
- ・デジタル化推進や新たな生活様式に対応できる広報手段は今後どうなるのか。
- ・一人でも多くの市民や本会の活動や地域福祉活動に参画する機会を向上させるために どうあるべきか。

本会の具体的取組み

- 情報発信体制の構築
- 効果的な情報発信に向けた整理
- ・情報発信の新たな媒体への移行

スケジュール				
年度	実	施する	る事項	必要な手続き等
R 4 年度	未来推進会議開催			
(2022)	・広報推進プロジェ	cク l	\	
	全課にホームページ	ジ担当	当職員配置	情報発信ルール策定
R 5 年度	未来推進会議開催			
(2023)	・新たな財源獲得こ	プロシ	ジェクトと共催	
R6年度	未来推進会議開催			
(2024)	・新たな財源獲得こ	プロシ	ジェクトと共催	
R7年度	評価・見直し			第2期計画に向けて
(2025)				
R 8 年度	第2期計画策定			
(2026)				
他の計画との	整合性			
第2期宮古市	地域福祉活動計画	Ш	活動基盤の充実	
第 3 期 宮 古 市 地 域 福 祉 計 画			信頼される福祉サービ	スの仕組みづくり
宮古市高齢者福祉計画・介護保険事業計画				
第3期宮古市障が	い者・障がい児福祉計画			
第2期宮古市子ど	も・子育て支援事業計画			

4 適切な組織・運営体制の整理と強化

「事務機構の見直し」と「拠点整理」

私たちの課題意識

- ・介護保険サービス開始から20年が経過。本会の役割は何か。
- ・中心地においては、在宅福祉サービス提供量は民間事業が多く参入し十分に確保できている。本会の役割は、サービス提供量が十分でないところに発揮されるべきではないのか。
- ・障害福祉サービスは外部要因による影響を受けやすく、在宅福祉活動を推進してきた本会としての特色は何であるのかをもっと明確にすることが必要ではないか。
- ・本会サービス提供施設の多くは指定管理施設であり、本会だけの判断で経営判断ができないことが経営リスクとなっていないか。
- ・指定管理施設の老朽化が著しく、利用者への安全なサービス提供のためにも市との解 決に向けた協議や見直しが必要。
- ・本会保有財産である「田老総合福祉センター」の老朽化が激しく大規模な改修を要するが、今後効果的な活用方法とは何か。
- ・平成 25 年度決算から8期連続でマイナス決算となり、活動財源が大きく減少している。サービス提供のあり方を早急に見直さなければならない。
- ・本会職員平均年齢が54歳を超えている。10年後には職員が減少する。
- ・この 10 年間 3 度の災害や新型コロナウイルス感染症など、事業継続に対策が必要。
- ・サービス提供が十分でない地域では、施設や制度に頼らない本会としての新たな事業 を創出することが急務。
- ・合併から 15 年以上が経過し拠点を基準とする現在の 10 課制では変化に柔軟な対応が 難しい。
- ・平成 27 年以降相談窓口が増え人材が分散している他、同様の業務を各拠点で行っているため効果的な方法はないか。
- ・地域拠点が8圏域に設定された。効果的に地域の福祉ニーズを捉え活動につなげていく仕組みにできないか。
- ・福祉協力員の役割について再検討が必要。(重点取組み事項2から移動)

本会の取組みの方向性

介護保険・障害福祉サービスの本会の役割に合わせて改廃や提供量縮小を実施。経営を立直すこと、本会が地域に求められる役割や期待に応えられる組織へと事務機構を見直していく。また、人口減少や人材の減少により、効果的な活動を維持するため拠点の整理を進める。

本会の取組みのポイント

- ・本会の役割とは何か。
- ・外部要因に左右されない柔軟な体制であるか。
- ・指定管理施設について本会経営に有効であるか。
- ・市と指定管理施設の活用方針について協議できているか。
- 受託事業は効果的に活用され責任を果たせているか。
- ・サービス提供量の見直しは単に縮小ではなく、地域の福祉ニーズを的確に捉え新たな活動を見越せているか。
- ・他の民間事業者が参入できない地域や事業を継続できる体制を整えられるか。
- ・社会福祉法人としてのガバナンス強化に向けているか。
- ・提供されるサービスは、利用者の尊厳が確保されているか。利用者本位であるか。利 用者が満足できるものであるか。

【介護保険/障害福祉サービス展開の本会ポイント6項目】

- ①自主財源の確保
- ②市内サービス量の維持
- ③地域・本会としてのメニュー
- ④地域のバロメーターとなるサービスの質
- ⑤サービスが届かない地域への提供
- 6調查研究



本会の具体的取組み

- ・現10課制から3部門制組織への転換。
- ・新たな課題解決に向けた部門横断・戦略機能に特化した企画部門の設置。
- ・相談支援、地域支援、サービス事業の全てを地域福祉部門として位置付ける。
- ・社会福祉法人としてのガバナンス強化に向け「組織経営」「事業管理」「財務管理」「人事管理」の4つの視点を具体的に展開するため法人部門を設置。
- 法人経営と地域資源維持に向けた指定管理施設適正化に向けた協議。
- 経営基盤の充実に向けた収益事業の適正化。
- 活動の見込みがない事業、活動継続の見込みが立たない事業を廃止。
- 介護保険サービス提供体制を見直す。
- ・障害福祉サービス提供体制を見直す。
- 会員制度の見直し。(重点取組み事項2から移動)
- 組織運営体制の再整理。
- ・事務作業等効率化に向け、デジタル化や外部資源活用等の強化。

スケジュール		
年度	実施する事項	必要な手続き等
R 4 年度	宮古圏域成年後見センター受託	定款変更
	地域福祉部門構築に向けた統合①	処務規程変更
	・宮古地域福祉権利擁護センター	
	・宮古圏域成年後見センター(※予定)	
	・くらしネットみやこ相談室(生活困窮)	
	・資金貸付事業	
	地域包括支援センター/生活支援体制整備事	処務規程変更
	業全圏域設置完了	
	生活支援コーディネーターの役割明確化	
	介護保険事業・障害福祉サービスの適正化	改廃/提供量・配置職員
	※指定管理施設は市と協議	最適化/運営規程変更
	※未来推進会議開催	
	・田老・川井地区での新たな介護サービスプロ	
	ジェクト	
	指定管理施設の検討開始	R 6 年度更新施設
	※調整委員会/専門員会(組織運営)	清寿荘/身体障害者福祉
		センター/老人福祉セン
		ター
	組織運営体制の整理と強化	規程見直し
	・会員組織の意義再整理	定款/定款細則/役員等
	・福祉協力員の役割再整理	報酬及び旅費費用弁償
	・運営協議会の役割再整理	規程/会員規程
	・理事評議員の役割/選任区分再整理	福祉協力員規程設置
R 5 年度	地域福祉部門構築に向けた統合②	定款変更
	・地域包括支援センター	処務規程変更
	• 生活支援体制整備事業	
	・宮古市生活復興支援センター	
	・地域福祉課地域支援係	
	地域福祉部門構築に向けた統合③	処務規程変更
	介護保険事業/障害福祉サービス事業一体化	

R 6 年度	3 部門制組織への転	抽		定款変更	
八〇十及			.運営部門」「企画部門」		
		光·扬风性发 史			
		1E	:画部門」財源根拠の明		
	確化				
	指定管理施設の検討	讨開如	冶	R 8 年度更新施設	
	※調整委員会/専門	員会	:(組織運営)	総合福祉センター	
				むつわ荘	
R7年度	評価・見直し			第2期計画に向けて	
R 8 年度	第2期計画策定				
他の計画との)整合性				
第2期宮古市	地域福祉活動計画	Ш	活動基盤の充実		
		IV	相談機能の向上・福祉	ナサービスの向上	
第3期宮古	市地域福祉計画	2	包括的な支援体制によ	る地域主体の活動の推進	
		3	信頼される福祉サービ	スの仕組みづくり	
		4	暮らしやすい生活環境	づくり	
宮古市高齢者福祉	計画・介護保険事業計画	1	地域包括ケア体制の推	進	
		3	介護サービスの円滑な	実施	
第3期宮古市障がい者・障がい児福祉計画		3	発達が気になる子ども	とその家族への支援	
		4	社会参加の促進		
		9	在宅サービス等の充実		
		19	権利擁護体制の構築		
第2期宮古市子ども・子育て支援事業計画		I	安心して子どもを産み	育てられる環境づくり	

「地域生活で不安感じている人たちを支える、参加するための 活動基盤の整備、地域人材育成、生活支援体制づくりのために」

地域福祉部門

- <地域福祉活動グループ>
- ・生活支援コーディネーター(第1層/第2層)
- ・ボランティア市民活動センター (みやこボランティア連絡協議会)
- ・岩手県共同募金委員会宮古市募金委員会 /配分金事業
- ・見守り活動事業(サロン/配食/介護機器/支え合いMAP)
- 地域活動団体助成事業
- ・こども食堂事業/学習支援事業
- ・被災者支援事業

「生活のしづらさを抱えている人たちを支える、 総合相談体制、アウトリーチの徹底のために」

地域福祉部門

- <総合相談支援・権利擁護グループ>
- ・コミュニティ・ソーシャルワーカー
- ・生活困窮者自立支援事業 くらしネットみやこ相談室
- ・地域包括支援センター (8圏域/8拠点) 中央/河南/西部/南部/北部/田老/新里/川井
- ・成年後見センター事業(広域)
- ·日常生活自立支援事業(広域)
- · 低所得世帯資金貸付事業

「各部門間の調整・連携を図り総合企画、活動の調整を図り、 地域ニーズの変化に即応できる組織全体のマネジメントのために」

企画マネジメント部門

- ・調査研究事業
- ・企画広報事業(社会福祉大会/広報)
- 計画策定と進捗管理
- ・行政との連絡調整
- ・職員獲得、育成、研修、スキルアップ
- 各部門の連携と調整
- ・法人が行う活動やサービスの調整
- ・その他、他の部門に所属することが難しい事業

「法人の適切な運営と事業経営、コンプライアンス遵守、 職員が働きやすく、いきいきと活躍できる職場づくりのために」

法人経営部門

- ・理事会評議員会、監査、運営協議会の運営、会員事業
- 財務会計管理
- ・職員労務、安全衛生管理
- ・施設管理
- ·活動資源管理調整(人材/施設/車両/資機材等)
- · 財源獲得(会費/寄付/募金等)

「生活場面で困りごとを抱えている方が、 地域での自立した生活を支えるために」

地域福祉部門

- <自立生活支援グループ>
- ・<u>通所介護サービスチーム</u> 総福・清寿・田老・川井
- ・<u>訪問介護サービスチーム</u>

訪問介護・入浴/宮古・川井

・<u>サービス利用支援チーム</u>

居宅介護支援/宮古・新里・川井

(特定・障害児相談支援/宮古)

- ・<u>障害福祉サービスチーム</u> 生活介護/地域活動センター/ 児童発達支援
- ・子育て支援チーム

つどいの広場/田代児童館

・指定管理施設

清寿荘(ショート)/むつわ荘/ 身体障害者福祉センター/老人福祉センター

5 職員(人材)活用・育成の整理と強化

私たちの課題意識

- ・受託事業増加により職員採用が続いたが本会の活動と役割を十分に伝えれていない。
- ・拠点が増えたことで、職員が分散。職員管理や育成に課題がある。
- ・ 職員の異動が少なく組織としてのバランスが崩れている。
- ・異動に対して職員のマイナスイメージが強い。
- ・段階に応じた職員研修がない。
- ・職員育成の計画的な研修体系が確立されていない。
- ・事業に必要な資格取得が計画的に実施、管理されていない。
- 資格取得が職員のモチベーション向上につながっていない。
- ・同一労働同一賃金による職務の明確化、職務による雇用区分のあり方、給与、職務評価の基準ができていない。

※令和3年度厚生労働省「職務分析・職務評価」コンサルティングにおける社会保険労務士からの助言事項

- ・就業規則では、期間の定めがない者が「常勤職員」、期間の定めがあり専門的な業務に 従事する者が「嘱託職員」、期間の定めがないが定型的な業務に従事する者が「契約職 員」となっているが、実際の運用に合致していない部分が見受けられる。
- ・「常勤職員」と「契約職員」の違いを明確にすること。例えば、残業の有無や、異動の 有無等、職員が違いを理解できるものにするなど。
- 「嘱託職員」は定年後の再雇用にするなどして他との違いを分かりやすくすること。
- 手当については、生活関連手当は区分に関係なく支給されるものであること。
- ・常勤職員と契約職員間で、時間賃率と職務が不均衡である。職務を明確にする、または契約職員の時間賃率を上げる必要がある。

本会の取組みの方向性

今後 10 年間で職員が減少していくことに向けて、本会が果たすべき役割に向けた職員一人一人の役割の見直しと明確化。事業継続に向けた計画的な資格取得の管理。職員身分の改善と職務や働き方に応じた給与体系の見直しを図る。

本会の取組みのポイント

- 本会が求める人材のあり方は明確になっているか。
- ・職員育成研修は、階層別に実施され、かつ計画的継続的に実施されるか。
- ・介護保険/障害福祉サービス事業は、職員の資格取得やスキルアップが促進される等、 本会が求める人材育成と整合性が保たれているか。
- ・総合相談事業への職員活用は計画的かつ効果的に配置され、本会が求める人材育成と 整合性が保たれているか。
- ・職員研修や評価制度は、職員行動指針に則しているか。
- ・雇用区分や人事評価のあり方は、誰もが理解できる内容であるか。



- ・職務や雇用区分の違いは、明確であり不平等な差はなく、誰もが理解できる内容であるか。
- ・職員の処遇(職位や給与等)改善は、現状維持または向上しているものであるか。

本会の具体的取組み

- ・事務機構の見直しと連動した拠点集約の計画化。
- 拠点事務事業の改善。
- ・事務機構見直しによる労務管理の改善。
- ・職員のワークライフバランスに応じた働き方、職務内容、雇用区分の改善。
- ・次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法による行動計画の推進。
- ・職員が理解しやすく、働き方や職務、資格取得に前向きとなれる給与体系への改善。
- ・職務の明確化と業務の標準化、研修の実施。
- 人材の効果的な配置。
- ・福祉サービスの質の向上に向けた取組み。
- ・役割(職責)に応じた研修体系の作成。
- ・組織における将来を見越した資格取得計画の作成(職員の自己啓発と目標設定)。。

スケジュール

ヘッシュール		
年度	実施する事項	必要な手続き等
R 4 年度	職位体系改善協議	専門委員会(組織検討)
	職員給与規程等改善協議	専門委員会(組織検討)
	・処務規程/給与規程/給与規程細則/職員退職	職員意見聴取
	手当に関する規程/職員研修規程/研修体系	
	処遇改善手当取得に向けた整備	
R 5 年度	新たな職位による配置	
	職員給与規程等整備	専門委員会(組織検討)
	・処務規程/給与規程/給与規程細則/職員退職	職員説明合意形成
	手当に関する規程/職員研修規程/研修体系	
R6年度	新たな給与体系等スタート	
R 7 年度	評価・見直し	第2期計画に向けて
R 8 年度	第2期計画策定	
他の計画との		
第2期宮古市	地域福祉活動計画 Ⅲ 活動基盤の充実	
第3期宮古	市地域福祉計画	
宮古市高齢者福祉	計画・介護保険事業計画 3 介護サービスの円滑な	 :実施
第3期宮古市障が	い者・障がい児福祉計画 22 就労の場の充実	
第2期宮古市子ど	· ・・・子育て支援事業計画 Ⅰ 安心して子どもを産み	- 育てられる環境づくり

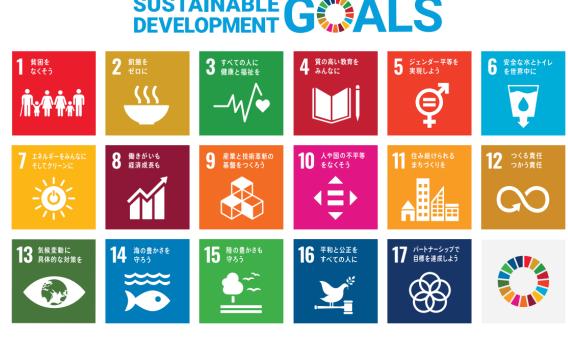
P.16 「4 SDGs(持続可能な開発目標)との関係性」関連資料

本会事業と SDG s 取組みとの関わり

	SDG s 目標	本会計画/実施事業
1 貧困を	貧困をなくそう	1. 制度の狭間を生まない総合相談体制の構築
1 貧困を なくそう	あらゆる年齢のすべての人々の健康	生活困窮者自立支援事業/こども食堂および親への自立支援事業/低
ŇŧŤŤŧŤ	的な生活を確保し、福祉を促進する	所得世帯相談支援/地域包括支援センター事業/養護老人ホーム指定
		管理
2 飢餓を ゼロに	飢餓をゼロに	2. 住民参加と協働に向けた地域福祉活動の再構築と強化
∠ €□に	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および	生活困窮者自立支援事業(緊急支援事業)/こども食堂および親への
	栄養改善を実現し、持続可能な農業を	自立支援事業
	促進する	
	すべての人に健康と福祉を	1. 制度の狭間を生まない総合相談体制の構築
3 すべての人に 健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康	2. 住民参加と協働に向けた地域福祉活動の再構築と強化
● 健康と福祉を	的な生活を確保し、福祉を促進する	高齢者サロン/被災者生活支援/心配ごと相談/共同募金/社会的孤立
- ₩•		者自立支援事業/生活支援体制整備事業/子育て支援事業/介護保険事
		業/障害福祉サービス/地域活動センター/生活支援ハウス指定管理
4 質の高い教育を みんなに	質の高い教育をみんなに	2. 住民参加と協働に向けた地域福祉活動の再構築と強化
	すべての人に包摂的かつ公正な質の	生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)/福祉教育/ボランティア・
	高い教育を確保し、生涯教育の機会を	市民活動センター
	促進する	
5 ジェンダー平等を 実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう	5. 職員(人財)活用・育成の強化
6	ジェンダー平等を達成し、すべての女	
¥	性および女児の能力強化を行う	
	KL + 18; , 1 49 + 1 = 1	▲ YZLTI ★ ★ 40 44 M YZP 보는 ★ 1 A 3 A 11 .
働きがいも 経済成長も	働きがいも経済成長も	4. 適切な組織・運営体制の強化
	包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべて	5. 職員(人財)活用・育成の強化
	の人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいの	
	ある人間らしい雇用(ディーセントワーク)を促進する	1 即序の始間を仕またい総合担談は制の機体
11 住み続けられる まちづくりを	住み続けられるまちづくりを	1. 制度の狭間を生まない総合相談体制の構築
まちづくりを	包摂的で安全かつ強靭で持続可能な	2. 住民参加と協働に向けた地域福祉活動の再構築と強化
	都市および人間居住を実現する 	生活困窮者自立支援事業/地域包括支援センター事業/日常生活自立
		支援事業/成年後見センター/生活支援体制整備事業

13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減する ための緊急対策を講じる	2.	住民参加と協働に向けた地域福祉活動の再構築と強化
	平和と公正をすべての人に	3.	情報発信・管理の強化
16 平和と公正を すべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会	4.	適切な組織・運営体制の強化
W	を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提		
	供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責		
	任のある包摂的な制度を構築する		
17 パートナーシップで	パートナーシップで目標を達成しよう	2.	住民参加と協働に向けた地域福祉活動の再構築と強化
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を	4.	適切な組織・運営体制の強化
	強化し、グローバルネットワークを活	企画店	5報事業、法人運営、調査研究
60	性化する		

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



参考資料

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会第1期中長期経営計画策定要綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人宮古市社会福祉協議会(以下、「法人」という。)の経営理念や目標を明確にし、その実現に向けた事業、組織及び財務等の具体的な取り組みを第1期中長期経営計画(以下、「計画」)として策定することを目的とする。

(計画期間)

第2条 この計画の期間は、5年とする。

(内 容)

- 第3条 計画は次の事項について策定する。
- (1)組織に関すること。
- (2) 事業の改善・向上に関すること。
- (3) 財務の見通しに関すること。
- (4) その他、会長が必要と認めること。

(組 織)

- 第4条 計画策定のために策定委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、法人役員及び法人管理職 15 名以内で構成し、委員長は会長を充てる。

(会 議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、議長になる。
- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(策定体制)

- 第6条 計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究、策定の素 案づくりを行うために作業チームを設置することが出来る。
- 2 作業チームごとのメンバーは10名以内で構成し、法人会長が任命する。
- 3 委員会と作業チームは連携して作業を行わなければならない。

(アドバイザー)

- 第7条 計画策定に専門的意見を付するため、事業に関し広くかつ高い見識と理解を有する有識者によりアドバイザーを別に委嘱することが出来る。
- 2 アドバイザーに関する必要な事項は、会長が別に定める。

(任期)

第7条 委員会及び作業チームメンバーの任期は、計画の策定をもって終了する。

(庶務)

第8条 委員会及び作業チームの庶務は、法人総務課において処理する。

(補 足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は法人会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会第1期中長期計画策定委員名簿

No.	氏名	所属・役職
1	伊藤 健二	宮古市社会福祉協議会長
2	赤沼 利彦	宮古市社会福祉協議会副会長
3	金丸 久子	宮古市社会福祉協議会副会長
4	伊藤 貢	宮古市社会福祉協議会理事
5	柳澤 良文	宮古市社会福祉協議会常務理事・事務局長
6	葛 浩史	宮古市社会福祉協議会清寿荘施設長
7	渡部 玲子	宮古市社会福祉協議会清寿荘課長
8	前川 克也	宮古市社会福祉協議会地域福祉課長
9	山本 圭子	宮古市社会福祉協議会地域施設課長
10	伊藤 直子	宮古市社会福祉協議会在宅福祉課長
11	福士 香	宮古市社会福祉協議会在宅支援課長
12	藤田恵	宮古市社会福祉協議会田老福祉センター長
13	鈴木 美喜子	宮古市社会福祉協議会新里センター長
14	袰岩 茂将	宮古市社会福祉協議会川井センター長
15	有原 領一	宮古市社会福祉協議会総務課長

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会第1期中長期計画策定作業チーム名簿

作業力	作業チーム(地域福祉部門)				
1	佐々木 睦子	地域福祉課くらしネットみやこ相談室所長兼社会福祉士	0		
2	藤田恵	田老福祉センター長	0		
3	小笠原 香織	地域福祉課長補佐			
4	引屋敷 千春	川井センター地域支援係長			
5	伊東 由美子	にいさと地域包括支援センター主査			
6	中崎 さつき	地域福祉課生活支援係主任兼社会福祉士			
7	有原 領一	総務課長			

作業チーム(相談支援部門)				
1	佐々木	睦子	地域福祉課くらしネットみやこ相談室所長兼社会福祉士	0
2	鈴木	美喜子	新里センター長	
3	松本	ゆかり	みやこ南部地域包括支援センター管理者	
4	市村	幸子	地域施設課長補佐	
5	中村	陽香	地域福祉課地域支援係相談員	
6	中沢	果美	たろう地域包括支援センター社会福祉士	
7	有原	領一	総務課長	0

作業力	作業チーム(事業部門)			
1	渡部	玲子	清寿荘課長	
2	山本	圭子	地域施設課長	
3	伊藤	直子	在宅福祉課長	0
4	福士	香	在宅支援課長	
5	藤田	恵	田老福祉センター長	
6	袰岩	茂将	川井センター長	
7	沼里	幹子	在宅福祉課長補佐	
8	舘石	誠	総務課長補佐	0

作業	作業チーム(法人運営部門)				
1	柳澤 良文	常務理事兼事務局長			
2	葛 浩史	清寿荘施設長			
3	前川 克也	地域福祉課長			
4	佐々木 睦子	地域福祉課くらしネットみやこ相談室所長兼社会福祉士			
5	有原 領一	総務課長	0		
6	舘石 誠	総務課長補佐	0		

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会中長期経営計画策定アドバイザー設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、中長期経営計画策定要綱に基づき、社会福祉法人宮古市社会福祉 協議会(以下、「法人」という。)の中長期経営計画(以下、「計画」という。)を策定 するためのアドバイザーに関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 アドバイザーは、法人が策定する計画がより有効的で実効性を高めるために、 計画の内容に対して助言及び指導をすることを目的とする。

(組 織)

- 第3条 アドバイザーの数は5名程度とする。
- 2 アドバイザーは、法人の事業に関し広くかつ高い見識と理解を有する有識者のうち から会長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(役割)

第5条 アドバイザーは、計画策定委員会委員長(以下、「委員長」という。)の求めに 応じ、その目的を達成するため、意見を述べるほか、策定委員会に出席ができるもの とする。

(旅費報酬)

- 第6条 アドバイザーへは旅費を支給し、報酬を支給することができる。
- 2 旅費は、法人事務局職員の旅費規定に準じる。
- 3 報酬の額は、会長がその都度別に定める。

(秘密の保持)

第7条 アドバイザーは、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その 職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、本会総務課が所管する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は法人会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会第1期中長期計画策定アドバイザー名簿

No.	氏名	所属・役職
1	吉田・守実	八戸学院大学健康医療学部人間健康学科教授
2	岩間 美暁	宮古市社会福祉協議会監事
3	中村 寛亮	宮古市保健福祉部福祉課地域福祉係長
4	和山 亨	岩手県社会福祉協議会地域福祉企画部主査

第1期中長期経営計画策定スケジュール					
E	3 B	寺	会 議	内 容	参集者
2月22日	(月)	書面	理事会	策定提案	理事
6月17日	(木)	18:00	第1回 策定委員会	①中長期経営計画策定概要説明 ②策定スケジュール ③作業チーム選定	策定委員
7月1日	(木)	18:00 ~19:30	【研修】	「改めて社会福祉協議会とは…。 〜中長期経営計画策定に向けて〜」 講師:八戸学院大学吉田守実教授 (中長期経営計画アドバイザー)	策定委員 作業チーム アドバイザー
7月14日	(水)	13:00 ~15:30	第1回作業チーム 【相談支援部門】	SWOT分析 ・社協活動の強みと弱みを整理する	作業チーム
7月15日	(木)	13:00 ~15:30	第1回作業チーム 【地域福祉部門】	SWOT分析 ・社協活動の強みと弱みを整理する	作業チーム
7月16日	(金)	13:00 ~15:30	第1回作業チーム 【事業部門】	SWOT分析 ・社協活動の強みと弱みを整理する	作業チーム
7月26日	(月)	13:00 ~15:30	第1回作業チーム 【法人運営部門】	組織課題を洗い出す① 介護事業の意義、組織体系、職員育成、会員	作業チーム
8月17日	(火)	13:00 ~15:30	第2回作業チーム※書面 【相談支援部門】	SWOT分析(クロス分析) ・社協活動の戦略を検討する	作業チーム
8月18日	(水)	13:00 ~15:30	第2回作業チーム※書面 【地域福祉部門】	SWOT分析(クロス分析) ・社協活動の戦略を検討する	作業チーム
8月23日	(月)	13:00 ~15:30	第2回作業チーム※書面 【事業部門】	SWOT分析(クロス分析) ・社協活動の戦略を検討する	作業チーム
8月24日	(火)	13:00 ~15:30	第2回作業チーム※中止 【法人運営部門】	組織課題を洗い出す②	作業チーム
9月9日	(木)	18:00	第2回 策定委員会※中止	・作業チーム検討結果共有 ・策定方針の決定	策定委員
9月15日	(水)	9 : 30 ~12 : 00	第3回作業チーム 【相談支援部門】	経営計画重点目標を設定する	作業チーム
9月16日	(木)	13:00 ~15:30	第3回作業チーム 【地域福祉部門】	経営計画重点目標を設定する	作業チーム
9月17日	(金)	15:00 ~17:00	第3回作業チーム 【事業部門】	経営計画重点目標を設定する	作業チーム
9月21日	(火)	9:30 ~12:00	第2回作業チーム 【法人運営部門】	組織課題を洗い出す② ・未来の組織図を模索する	作業チーム
10月7日	(木)	18:00 ~19:30	第2回 策定委員会	・作業チーム検討結果共有 ・策定方針の決定	策定委員
11月10日	(水)	13:30 ~15:30	第3回作業チーム 【法人運営部門】	組織課題を洗い出す③ ・介護事業のこれからを模索する	作業チーム
11月19日	(金)	18:00 ~20:00	第3回 策定委員会	・中長期経営計画内容と方向性確認	策定委員
12月10日	(金)	15:30 ~17:30	第1回 アドバイザー委員会	・中長期経営計画内容と方向性確認	アドバイザー委員
12月14日	(火)	13:30 ~17:00	第4回作業チーム 【法人運営部門】	組織課題を洗い出す④ ・職員活用、育成、給与体系等を検討する	作業チーム
1月18日	(火)	10:00	専門委員会	・中長期経営計画策定経過報告と方向性 確認	組織検討/企画調整委員会
1月25日	(火)	13:30	理事会	• 中長期経営計画経過報告	理事・監事
2月4日	(金)	14:00	第2回 アドバイザー委員会	・中長期経営計画素案確認	アドバイザー委員
2月15日	(火)	13:30	評議員会 ※書面	• 中長期経営計画経過報告	評議員
2月25日	(金)	15:00 ~17:00	第4回 策定委員会 ※書面	• 中長期経営計画(案)確定	策定委員
3月18日	(金)	13:30	理事会	・中長期経営計画承認	理事・監事
3月29日	(火)	13:30	評議員会	・中長期経営計画承認	評議員
., -		ļ	L		1



《策定委員会の様子》





《作業チームの様子》



《アドバイザー委員会の様子》

- ・われわれの使命は何か
- ・われわれの顧客は誰か
- ・顧客の価値は何か
- ・われわれの成果は何か
- ・われわれの計画は何か

P·F·ドラッカー/G·J·スターン著『非営利組織の成果重視マネジメント』より

「何によって憶えられたいか」

PFドラッカー著『非営利組織の経営』より

【第1期中長期経営計画】

令和4年3月策定

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

〒027-0038 岩手県宮古市小山田二丁目9番 20号

TEL:0193-64-5050 / FAX:0193-64-5055

e-mail:info@miyako-shakyo.or.jp

HP:https://www.miyako-shakyo.or.jp/

